

## 中東知的財産ニュースレター Vol.28 (特別号)

### 湾岸協力会議 (GCC) : 地域特許庁によるイノベーションを保護

知的財産調達に関するオフィシャルフィーまたは政府手数料の一律値上げに伴い、地域特許庁は、可能な場合、より費用対効果の高い代替案を出願人に提供することができる。世界中の弁理士や知的財産を扱う法律事務所は、欧州特許庁 (EPO) とほとんどの場合はユーラシア特許庁 (EAPO) を意識している。特定地域の誕生や発展の遅れからか、他の地域特許庁、具体的に言えば GCC 特許庁 (GCCPO) はあまり知られておらず、利用も進んでいない。この特別ニュースレターでは、GCCPO について詳しく説明し、この地域特許庁が提供しているサービスを紹介する。

#### 歴史と統計

GCCPO は、その名の通り、湾岸協力会議 (GCC) 加盟 6 カ国、すなわちバーレーン (BH)、クウェート (KW)、オマーン (OM)、カタール (QA)、サウジアラビア (SA)、およびアラブ首長国連邦 (AE) における特許保護を担う地域特許庁である。サウジアラビアの首都リヤドに本部を置いているが、同様に同市内に本部を構えるサウジアラビア商業・投資省及び知的財産総局 (SAIP) とは無関係である。

GCC 特許法は 1992 年に導入された。最初の GCC 特許出願は 1998 年であった。同法は 1999 年に改正され、関連施行規則が発行されたのは 2000 年だった。

GCCPO ウェブサイトに掲載されている統計によると、1998 年から 2015 年末までで約 3 万件の特許出願があった。それらの出願のうち、約 1 万 6,000 件は審査が完了したが、残る 1 万 4,000 件は係属中、すなわち方式審査中、実体審査中、または当局の何らかの措置待ちである。

2015 年末の時点で、さまざまな分野で 3,992 件の特許が付与され、発行された。これは、約 1 万 2,000 件の出願がさまざまな理由で却下、取り消し、または放棄されたことを意味する。

#### GCC 特許の出願

GCCPO は世界中からの出願を受け付けている。GCCPO はパリ条約に加盟していないが、ほとんどの外国からの出願は、パリ条約出願と同様に 12 カ月の優先権を主張できる。

GCCPO が公表している統計によると、2011 年から 2015 年までの出願件数上位 5 カ国は、上から米国、サウジアラビア、スイス、オランダ、ドイツである。

なお、GCCPO は弁理士職を管理する一定の規制を維持していない。つまり、GCC 加盟国の居住者であれば誰でも弁理士資格を申請し、特許庁に対して正式代理人として活動できるということである。したがって、外国からの出願の場合、知的財産、特に特許審査の分野でよく知られた実務者を中心に依頼することが推奨されることは言うまでもない。

GCCPO は、機能的なオンラインポータルによる電子出願に対応した特許庁である。申請、通知、および文書はすべて GCCPO ポータルを通じて電子的に管理される。書類として、情報開示（つまり、発明の名称、要約、明細書、特許請求の範囲、および図面）に加えて、法律で認められた委任状、法律で認められた譲渡証書、および優先権主張の認証謄本が必要である。

上記の書類の認証は、GCC 加盟 6 カ国のいずれかの領事館で受けることができる。関係書類はすべて出願日から 3 ヶ月以内に提出すればよい。関係書類の提出はカラスキャンとして電子的に行うが、品質上の理由から再スキャンする必要がある場合や、特許庁の要請に応じて実際に提出する場合に備えて、原本は安全な場所に保管しておく必要がある。

上記の関係書類に加えて、アラビア語への全訳が必要であり、特許出願時に提出することが義務付けられている。アラビア語への翻訳は、GCCPO の規則の書式および要件（つまり、用紙サイズ、余白サイズなど）に準じて行う必要がある。

方式要件がすべて時宜に即して満たされない場合、GCCPO によって出願が取り消され、およそ 1 年以内に通知が発行される。GCC 特許出願の審査段階における期間の延長申請に関する規定は規則にない。

すべての要件が満たされた場合、出願は、GCCPO での実体審査に移る。

### 実体審査

実体審査は、特許庁による通知の発行日から 3 ヶ月以内に申請し、関連フィーを納付する必要がある。特許庁のバックログにもよるが、この通知は通常、出願から 2 年後に発行される。GCCPO は最近、審査のスピードを上げてきており、今後、バックログは大幅に削減される見込みである。

GCCPO は多数の出願を審査しているが、出願のうちいくつかは中国国家知識産権局（2018 年 8 月 28 日の時点では、英語表記は「Chinese Intellectual Property Office」だったが、現在は「National Intellectual Property Administration (CNIPA)」に変更）のほか、それほどではないにせよ、オーストラリア特許庁（APO）によって審査されている。

審査は、いったん始まれば比較的迅速に行われ、当局の措置に対する出願人の答弁次第では、最終答弁の日付から数カ月以内に GCCPO による決定が発行される可能性がある。

有利な決定が下されると特許が付与され、特許公報に掲載され、3 ヶ月間の異議申立期間が始まる。異議の申し立てがなければ特許が発行され、GCC 加盟 6 カ国において有効化の必要なく特許権を行使できるようになる。

### 特許維持

世界中のほとんどすべての特許制度と同様に、GCC 特許の特許期間は出願年から数えて 20 年である。ところが、計算が一般に想定される出願日または優先日に基づかないため、混乱が生じることがある。特許年金は、出願年の翌年から毎年第 1 四半期内に納付する。言い換えると、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日の間に特許年金を納付する必要がある。グレース・ペリオドは 6 月 30 日までで、ペナルティフィーが発生する。例えば、2018 年に出願した場合、最初の特許年金は 2019 年 1 月 1 日から 3 月 31 日の間に納付し、翌年以降も同様に納付する必要がある。

すべての GCC 特許出願の特許年金に関する興味深い規定として、4 年が経過してもまだ特許が付与されていない場合、特許権者は特許年金の納付が免除される。付与された時点で、出願人は特許の発行を進めるには特許年金の未納分を全額納付する必要がある。

### エンフォースメント

GCC 特許は、GCC 加盟 6 カ国で権利を主張し、エンフォースメントを行うことができる。GCC 加盟 6 カ国のいずれかで侵害の疑いまたは実際の侵害が発生した場合、適切な訴訟を起こすことができ、GCC 特許をもって原告の主張を裏付けることができる。

そうした訴訟の管轄裁判所は、侵害が行われた国の管轄司法当局が担当する。GCC 特許制度の統一裁判所は、少なくともこの特別ニュースレターの発行日の時点では存在しない。

現在、GCC 加盟国に専門の裁判所はない。知的財産訴訟は、第一審裁判所または民事裁判所のどちらか適切な方で処理されており、裁判所は特許訴訟中に意見を述べる宣誓専門家を任命している。

サウジアラビアの管轄当局は、3 人の法律専門家と 2 人の技術専門家で構成される委員会である。委員会の決定は多数決によって下される。委員会が下した決定に対する不服は、苦情処理庁に提訴することができる。

カタールの場合、2018年の第154号閣僚決定が公表され、苦情処理および強制実施委員会が設置された。この決定は、2018年7月4日に官報で公表され、2018年7月5日に発効した。同委員会の特許庁長官を議長とし、カタール経済商務省、カタール教育・科学・共同体開発財団、およびカタール商工会議所からの代表者が委員を務める。同委員会の主な機能は、エンフォースメントおよび特許の登録や強制実施に関する訴訟の処理などである。

### 別のルート

GCCとは異なり、PCT経由で加盟6カ国（バーレーン、クウェート、カタール、オマーン、サウジアラビア、アラブ首長国連邦）をすべて指定することが可能である。これは、（少なくとも見たところ）同特許制度を熟知している外国の出願人およびその代理人にとって明らかに有利である。しかしながら、以下に列挙する、6カ国での国内出願に対するGCC特許の紛れもない優位性を簡単に無視すべきではない。

- 通常は特許審査のスピードが速い
- オフィシャルフィー、年金、および弁理士料が大幅に安い
- 経験豊富なスタッフによって十分な審査が行われ、英語版の報告書が入手可能である
- 地域的な保護範囲が広い
- 強制実施が明確なルールに則って行われる
- 1つの加盟国のみへの輸入がすべてのGCC加盟国で特許の実施と見なされる
- 法的価値は同じである
- 起訴、当局の措置、異議申し立て、無効、特許年金、実施権、およびエンフォースメントについて、1人の現地代理人および1つの当局とやりとりするだけで済む

下の表は、出願人がGCC加盟6カ国内で特許権保護を確保するために取ることができるルートをまとめたものである。

国	優先権	新規性	異議申立期間	審査内容	保護期間	強制実施
バーレーン	可	相対	公開日から60日以内	方式、新規性、産業上の利用可能性	出願日から20年	付与日から3年以内
クウェート	可	相対	公開日から60日以内	方式、新規性、産業上の利用可能性	出願日から20年	付与日から3年以内
オマーン	可	絶対	公開日から120日以内	方式および新規性	付与日から20年	付与日から3年以内
カタール	可	絶対	付与日から60日以内	方式	付与日から20年	付与日から3年以内
サウジアラビア	可	相対	公開日から、特許されるまでの間	方式、新規性、進歩性、産業上の利用可能性	出願日から20年	付与日から3年または出願日から4年以内

アラブ首長国連邦	可	絶対	公開日から60日以内	方式、新規性、発明性、産業上の利用可能性	出願日から20年	付与日から3年以内
----------	---	----	------------	----------------------	----------	-----------

### 最後に

言うまでもなく、以上のセクションでは、読者を失わないために割愛した内容も多いが、それでも主な知識とポイントを押さえて紹介したつもりである。

この中東・北アフリカ地域の特定地域は、さまざまな統計を見ただけでも過去10年間にわたって成長を遂げていることに疑いの余地はなく、引き続き堅実な成長を維持することが予想される。各種産業の開発やイノベーションへの投資は、GCCの二大経済国であるサウジアラビアとアラブ首長国連邦だけでなくカタールとオマーンや、それほどではないにせよバーレーンとクウェートにも見られる。国際ビジネスにおけるアラビア湾岸諸国の経済的重要性の高まりを考えると、GCC特許は発明をこの広い地域全体にわたって一括してカバーする絶好の機会をもたらす。

関連するほとんどの国内出願とは異なり、GCC特許では十分に審査が行われる。また、GCC特許の出願にはアラビア語への翻訳が必要という事実にもかかわらず、審査は事実上英語で実施される。そのため、当局の考えられるすべての措置を理解し、やりとりを行うことやGCCPOへの答弁書の作成が容易である。当然ながら、苦情処理委員会も国内裁判官もまだ日本の場合のような幅広い経験はないが、技術専門家と法律専門家で構成される委員会は、知識の点ですでにかなり進んだ段階にあることを証明しつつある。重要なこととして、GCC制度は知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS）にも完全に準拠することになるという点を付け加えておきたい。

多様な特許や特許権者が証明しているように、GCC地域は今後もすべての主要グローバルプレイヤーの注目を集め続けるものと思われる。すでに絶え間ない成長が続いているが、この流れはまだほんの序章にすぎない。GCC地域は、国際社会におけるプレゼンスを高めつつあり、グローバル経済における主要プレイヤーとなる道を実に歩んでいる。

[特許庁委託]

中東知的財産ニュースレター Vol. 28

[著者]

SABA & Co. Intellectual Property s.a.l.



[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所



2018年12月発行(2019年1月改訂) 禁無断転載

本ニュースレターは、SABA & Co IPが英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりでであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETROは、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETROはその責任を負いかねます。